

## シメプレビルを含む3剤併用療法の 医療費助成制度における取扱いについて

### 1. 経緯

2013年	2月22日	承認申請
	9月13日	医薬品第二部会で薬事承認について了承
	9月27日	薬事承認
	11月13日	中医協で薬価収載について了承
	11月18日	第11回肝炎治療戦略会議で対応方針について 了承
	11月19日	薬価収載

### 2. 改正の概要

- 11月19日に保険適用となった、新薬シメプレビルを含む3剤併用療法を医療費助成の対象とする。
- 対象患者は、HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、肝がんの合併のない者とする。
- テラプレビルを含む3剤併用療法の治療歴のある症例に対しても、担当医により再治療を行うことが適切であると判断される場合は、シメプレビルを用いた再治療を改めて助成の対象とする。
- 助成対象となる治療期間は24週を原則とするが、インターフェロン療法〔(ペグ)インターフェロン製剤単独、リバビリンとの併用療法及び他のプロテアーゼ阻害剤を含む3剤併用療法〕の前治療無効例に限り、担当医により延長を行うことが適切であると判断される場合、最大48週までの治療に対する助成期間延長を可能とする。
- 改正通知後の運用において、保険適用となった11月19日まで遡及して対応することは差し支えない。